

みなとアパートリフォームローン

(2018年12月3日現在)

1. 商 品 名	みなとアパートリフォームローン
2. ご利用いただける方	以下の項目を全て満たす個人の方 (1) 申込時 20 歳以上、70 歳未満かつ最終返済時 80 歳以内の方 (2) 日本国籍を有する方、又は永住許可を受けている外国人の方 (3) 当行の営業区域内に居住または勤務している方 (4) 安定した収入が継続して得られる方で、アパート経営歴が 3 年以上ある方 (5) リフォーム対象のアパートに係るお借入れの年間返済額が、対象アパートの年間家賃収入の 80%以内の方 (6) リフォーム対象のアパートがご本人の所有であること (7) 原則、団体信用生命保険に加入いただける方 (8) 保証会社の保証が受けられる方
3. お使いみち	賃貸を目的としたアパート（居住物件）に関する以下の資金 (1) 外壁、内装含む全般のリフォーム資金 (2) エコリフォーム資金（オール電化、高効率給湯器設備、太陽光発電設備、蓄電設備等） (3) 設備機器購入等の付帯設備資金（防犯カメラ等のセキュリティ商品および宅配BOXの購入、設置等）、バリアフリー工事および介護機器購入 ※お支払先等へご融資金を振り込みできる資金とさせていただきます。 ※既にお支払い済みの資金にはご利用いただけません。
4. ご融資金額	10万円以上 1,000万円以内（1万円単位）
5. ご融資期間	6ヶ月以上 20年以内（1ヶ月単位）
6. 金利種類	(1)お借入れ時の利率 ・お借入れ時の利率は、3月1日または9月1日現在の当行変動金利型住宅ローン基準金利（以下「基準利率」といいます）を基準として、各々4月1日または10月1日から適用します。 ただし、臨時に、お借入れ時の基準利率の基準日および適用日を見直す場合があります。 (2)お借入れ後の利率 ・お借入れ後の利率は、年2回、毎年4月1日および10月1日を見直し基準日とし、4月1日の場合は前年10月1日の、10月1日の場合は同年4月1日の各々の基準利率を比較し、利率差が生じた場合、その差と同幅で変動します。 ただし、お借入れ後最初に到来する見直し基準日では、お借入れ時の利率の基準となった基準利率（原則、3月1日または9月1日の基準利率）と、見直し基準日の基準利率と比較し、利率差が生じた場合、その差と同幅で変動します。

	<ul style="list-style-type: none"> • 新利率の適用は、見直し基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から適用します。
7. ご返済方法	毎月元利均等返済。(ご融資額の50%以内での年2回ボーナス返済併用ができます。)
8. 担保	不要です。
9. 保証人	原則として不要です。 ただし、お申込人が団体信用生命保険にご加入できなかった場合は、連帯保証人が必要です。またこの他にも保証会社の審査によっては、連帯保証人が必要となる場合があります。
10. 保証会社	(株)ジャックス
11. 保証料	不要です。(当行が負担します)
12. 団体信用生命保険	原則、ご加入いただきます。 ※ご加入できなかった場合は法定相続人1名以上の連帯保証人が必要です。 その場合、ご融資期間は15年以内となります。 ※ご融資金額が500万円以内かつご融資期間15年以内の場合は、ご加入は任意です。
13. その他	返済額の試算等については窓口にお問い合わせください。

〔 みなとアパートリフォームローン 〕

以上

当行が契約している指定紛争解決機関
 一般社団法人全国銀行協会
 連絡先 全国銀行協会相談室
 電話番号 0570-017109【ナビダイヤル】
 (一般電話・公衆電話からは市内通話料金でご利用いただけます)
 または 03-5252-3772